



元初健食第 43 号
令和 2 年 2 月 10 日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課長・学校保健担当課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課 長
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
三 好



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
平 山 直 子



(印影印刷)

中国から帰国した児童生徒等への対応について (2/10 現在) (通知)

標記については、当面の考え方として『中国から帰国した児童生徒等への対応について (通知) (令和 2 年 1 月 29 日付け元初健食第 37 号)』の更新について (通知) (令和 2 年 2 月 3 日元初健食第 42 号)』を示していたところですが、医療体制の変更に伴い、同通知を廃止し、今後は本通知の別紙 1 のとおりとします。

つきましては、内容を確認の上、適切に対応いただくようお願いします (留意事項の (5)「就学機会の確保等」以降に変更はありません。)。なお、今後も文部科学省から、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

<本件連絡先>

（保健管理に関すること）

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 学校保健対策専門官

TEL：03-6734-2976

（就学機会の確保に関すること）

文部科学省総合教育局男女共同参画共生社会学習・安全課日本語指導係

TEL：03-6734-2035

中国本土から帰国した児童生徒等への対応について
(2月10日時点更新)

<中国本土から帰国した児童生徒等の保健管理>

(1) 中国本土(香港, マカオを含む。以下同じ。)から帰国した幼児・児童・生徒・学生(以下「児童生徒等」という。)(※1)については, 次の場合分けに従って対応すること。

(※1) 武漢市からチャーター機で帰国した児童生徒等については, 2週間の経過観察が終了しているため, 適用しない。

A) 湖北省から帰国または湖北省在住の方と接触があった児童生徒等

① 帰国日から2週間以内に発熱(37.5度以上)かつ呼吸器症状(以下単に「症状」という。)がある児童生徒等

他の人との接触を避け, マスクを着用し, すみやかに本人又は保護者から最寄りの「帰国者・接触者相談センター」(※2)(以下「センター」という。)に電話相談していただくとともに, センターから紹介された医療機関の受診結果を本人又は保護者から聴取の上, 必要に応じ, 学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとること。

(※2) センターが設置されるまでの間は最寄りの保健所。

② 現に症状がない児童生徒等

現に症状がないものについては, 特に帰国後2週間は, 本人又は保護者との連絡を密にし, 外出を控え, 自宅に滞在していただくよう要請するなど, 厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には, 上記①の対応とする。

(参考) 保健所管轄区域案内(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/

B) 湖北省を除く中国本土から帰国し, 湖北省在住の方と接触がない児童生徒等

① 帰国日から2週間以内に症状がある児童生徒等

他の人との接触を避け, マスクを着用するなどし, すみやかに近くの医療機関を受診していただくとともに, 受診結果を本人又は保護者から聴取の上, 必要に応じ, 学校保健安全法に基づく出席停止の措置をとること。

② 現に症状がない児童生徒等

特に帰国後2週間は, 本人又は保護者との連絡を密にし, 厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には, 上記①の対応とする。

(参考) 厚生労働省ホームページ上の「新型コロナウイルスに関する Q&A」(令和2年2月7日時点版)によれば、世界保健機関(WHO)のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日(多くは5-6日)とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

<情報の収集・提供>

- (2) 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を学校医及び保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を教職員に提供するとともに、必要に応じ、児童生徒等や保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。

(参考)

・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(内閣官房ホームページ)
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<新型コロナウイルス感染症対策への共通理解>

- (3) 教職員が新型コロナウイルス感染症について正しい認識を持つとともに、基本的な感染症対策を含めた対応について共通理解を深めるよう努めること。

(参考) 学校において予防すべき感染症の解説<平成30(2018)年3月発行>

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/index_h5.html#1

<児童生徒等の人権への配慮>

- (4) 児童生徒等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を元に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、児童生徒等の人権に十分配慮すること。

(参考) 文部科学大臣メッセージ「保護者、学校の教職員の皆さんへ」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00001.html

<就学機会の確保等>

- (5) 一時的な帰国であっても就学の機会が適切に確保されることが重要であることから、以下のとおり、主として義務教育段階の児童生徒への対応の留意点を示すが、その他の生徒等への対応の際にも、これに準じて十分留意されたいこと。

(ア) 学齢簿の編製等

一時帰国した児童生徒等からの転入学の希望を受けた場合には、上記(1)に留意の上、居住実態に基づき学齢簿を編製するなど、可能な限り弾力的に取扱うこと。

(イ) 教科書の取扱いについて

一時帰国した児童生徒等が転入学した場合には、通常必要となる教科用図書給与証明書がなくとも、必要な令和元年度使用教科書の無償給与を行うこと。

(ウ) 就学援助等について

一時帰国により転入学した児童生徒等に対しては、就学援助制度等の周知を適時に行い、援助の実施漏れがないようにするとともに、当該児童生徒等が年度の中途において就学援助等を必要とする場合は、速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮すること。

(エ) 学習指導等における配慮について

学習指導や当該児童生徒等の学年の課程の修了の認定等に当たっては、一時帰国した児童生徒等が在籍する学校においては、当該児童生徒等の中国における学習状況を踏まえ、適切に対処すること。

(オ) 心のケアを含む健康相談等の充実について

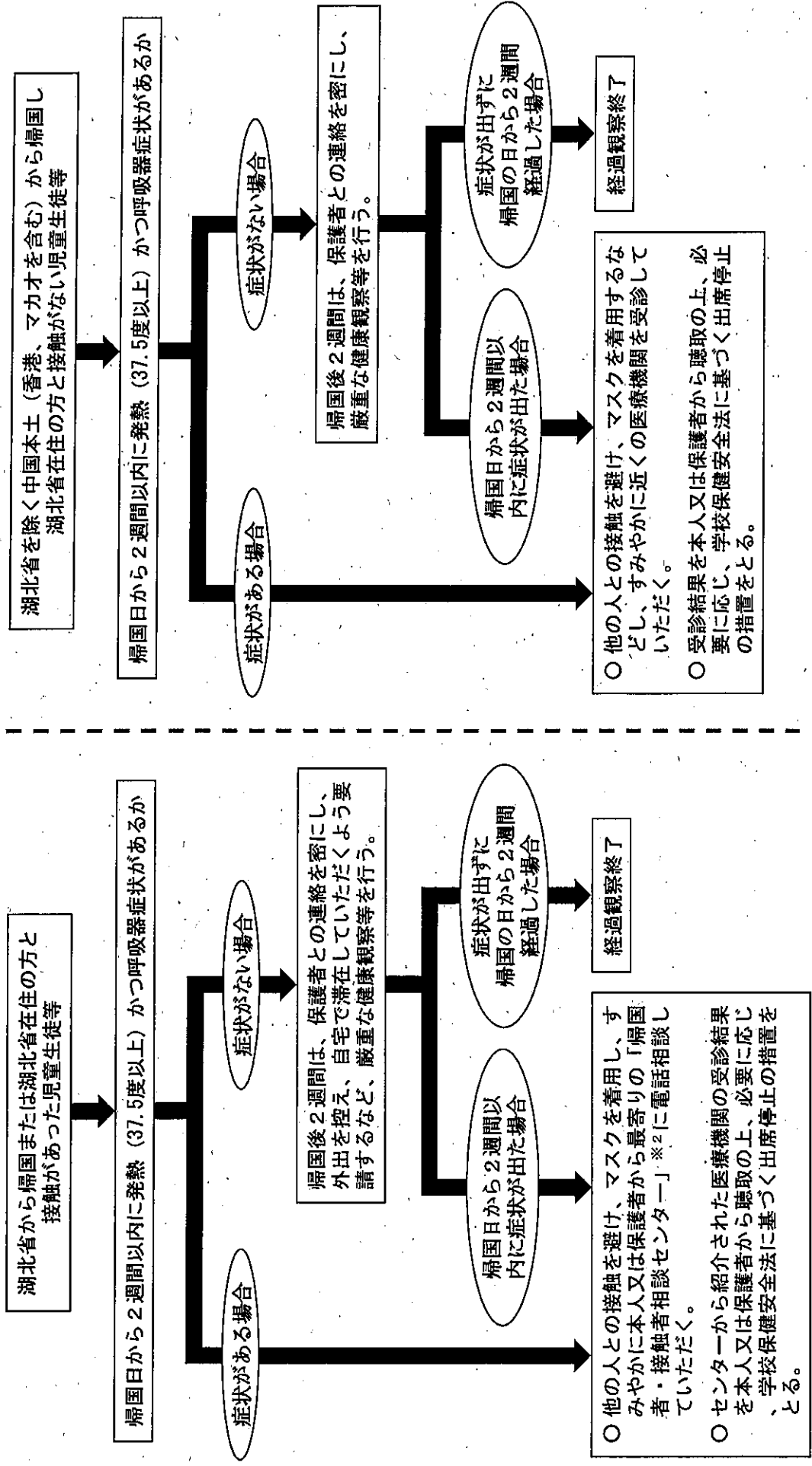
一時帰国した児童生徒等を受け入れた学校においては、児童生徒等の状態に鑑み、必要があれば臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談、スクールカウンセラーによる援助を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

(カ) 災害共済給付制度

一時帰国した児童生徒等が国内の学校における教育活動を安心して受けられるよう、速やかに災害共済給付制度に加入できるようにすること。

中国本土(香港、マカオを含む)から帰国した児童生徒等への対応について※1(2/10時点)

別紙2



※1 武漢市からチャーター便で帰国した児童生徒等については、2週間の経過観察が終了しているため、適用しない。
 ※2 センターが設置されるまでの間は最寄りの保健所。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kenkou_iryou/kenkou/nokenjo/)

「『中国から帰国した児童生徒等への対応について（通知）（令和2年1月29日付け元初健食第37号）』の更新について（通知）（令和2年2月3日元初健食第42号）」からの変更点のポイント

1. 症状が出た児童生徒等の定義について、「発熱（37.5度）や呼吸器症状が出た児童生徒等」としていたが、厚生労働省の定義に基づき「発熱（37.5度）かつ呼吸器症状が出た児童生徒等」に変更。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」＜中国から帰国した児童生徒等の保健管理＞）
2. 症状が出た児童生徒等について、全員一律で「保護者から地域の保健所に相談していただく」こととしていたが、「A）湖北省から帰国または湖北省在住の方と接触があった児童生徒等については、最寄りの『帰国者・接触者相談センター』に電話相談していただくこととし、B）湖北省を除く中国（香港、マカオを含む）から帰国し、湖北省在住の方と接触がない児童生徒等については、近くの医療機関を受診していただく」ことに変更。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」＜中国から帰国した児童生徒等の保健管理＞（1）のA）の①及びB）の①）
3. 出席停止について、「保健所からの指示や主治医、学校医の意見を聴取の上」としていたが、「医療機関の受診結果を聴取の上」必要に応じて措置をとることに変更。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」＜中国から帰国した児童生徒等の保健管理＞（1）のA）の①及びB）の①）
4. その他の参考情報の更新
 - ① 厚生労働省ホームページ上の「新型コロナウイルスに関するQ&A」が更新され、令和2年2月7日版が掲載。その中では、「世界保健機関（WHO）のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日（多くは5-6日）とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、感染者は14日間の健康状態の観察が推奨」されている旨、記載。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」＜中国から帰国した児童生徒等の保健管理＞（1））
 - ② 令和2年2月7日に公表した文部科学大臣メッセージについて記載。（「中国から帰国した児童生徒等への対応について」＜児童生徒等の人権への配慮＞（4））